

令和2年度前期分授業料減免の実施について

学 生 各 位

令和2年度前期分授業料減免について、以下のとおり実施します。

※【東日本大震災】【熊本地震】及び【北海道胆振東部地震】の被災者については特例として「D：北海道大学独自の授業料減免」対象者としています。その他、申請期限を越えている災害において現時点で、特例としているものではありませんが、今後、特例の対象となる可能性がありますので、本学からのお知らせに注意してください。

1. 申請書類の取得方法・提出期限等

配付開始日	令和2年2月12日（水）
取得方法	北海道大学ホームページからダウンロードしてください。 ○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報 ※外国人留学生は、申請書類が異なるので、所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で確認の上、取得してください。
提出期限	令和2年3月27日（金）17：00【期限厳守】
提出場所	学部1年生（※）・水産学部2年生・令和2年度学部新入生（※） → 高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生支援課奨学支援担当） 学部2年生以上（水産学部2年生を除く）、学部編入学生及び大学院生 → 所属学部・研究科（学院）等の授業料減免担当窓口 ※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む 上記窓口に出が難しい場合は担当窓口へご相談ください。

2. 申請に係る補足事項

○令和2年度から、本学の授業料減免は、「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」と「D：北海道大学独自の授業料減免」の二制度により実施されます。

- ①令和2年4月入学の日本人学部1年生は「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」のみ申請することができます。（一部例外有。下記※D②を参照。）
- ②令和2年4月時点、日本人学部2～6年生は「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」と「D：北海道大学独自の授業料減免」のどちらか、若しくは両方に申請することができます。
- ③令和2年4月時点、大学院生（修士・博士・専門職大学院）及び全ての留学生（学部生及び大学院生）は「D：北海道大学独自の授業料減免」に申請することができます。（高等教育の修学支援新制度は対象外です）

※「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」

- ①「高等教育の修学支援新制度」に申し込み、既に「決定通知」を受け取った者、又は「高等教育の修学支援新制度」に申し込んだが「決定通知」を受け取っていない者、若しくは令和2年4月に「高等教育の修学支援新制度」に申し込む者が申請することができます。
- ②「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」は令和2年度分の申請です。（申請期区分はありません。）

※「D：北海道大学独自の授業料減免」

- ①本学の日本人学部1年生以外の学生（日本人学部2年生以上の学部・修士・博士・専門職大学院生。及び全ての学部留学生・大学院留学生）が申請することができます。
- ②本学の日本人学部1年生は、「過去1年以内（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に学費負担者が死亡した場合」「過去1年以内（同上）に学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた場合」（上記“災害”には特例として【東日本大震災】【熊本地震】及び【北海道胆振東部地震】を含みます）に該当する場合は、申請することができます。

③「D：北海道大学独自の授業料減免」は前期分授業料減免に係る申請です。（申請期区分は「前期」又は「前後期一括」）

●次の者は「前後期一括申請」ができません。

- ・前期申請時（4月1日）以降に家族状況、家計状況、通学区分等の変更が見込まれる場合
- ・10月入学者（年度途中で在籍課程が変更する場合があるため）
- ・9月若しくは12月修了予定の場合（年度の途中で修了予定の者）
- ・年度内に休学、退学を予定している場合
- ・前年10月～3月に退職金、保険金等の臨時所得があった場合

＜注意＞「前後期一括」申請は前期分と併せて後期分を申請し、後期分の申請書類の提出を省略するものです。前期申請時（4月1日）以降に家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等に変更が生じた場合には、後期に申請書を再提出する必要があります。また、授業料減免の判定は、各期で行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。

3. 決 定

●判定結果の連絡等については、8月上旬に掲示により行いますので、申請者は掲示を確認し、必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。

※ 決定通知を申請者及び保護者へ郵送やメール送信することはありません。

●令和2年度学部新入生及び水産学部2年生（令和2年度現在）の決定通知については高等教育推進機構④番B窓口、それ以外の学部学生及び大学院生については所属学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

4. その他

- 授業料減免申請をした者は、授業料の納入が猶予されますので、判定結果の通知があるまで授業料を納入しないでください。
- 授業料の納入方法等については、決定後に送る納入告知書等で通知します。
- 文部科学省からの通知を参考に、令和2年度から「免除」という表現を一部減額もあることから「減免」という表現に統一しました。
- 質問・相談については、高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（Tel011-706-7530）。

令和2年2月12日 学務部学生支援課